

【刑事】 侮辱罪の法定刑引き上げ～SNSでの誹謗中傷～

侮辱罪の法定刑の改正を議題として、法制審議会の部会が開催され、侮辱罪の法定刑を「1年以下の懲役」等に引き上げることが相当であると結論付けられました。

改正案は2回の審議のみで極めて迅速に可決されており、これは、SNS上における誹謗・中傷によって、対象者が死に追いやられてしまった実例が何件も報告されたことに起因しているものと思われます。名誉棄損の罪と侮辱の罪は、名誉を棄損するような「事実」の摘示の有無によって区別されていますが、2020年度の検察統計によると、1256件の名誉棄損事件が受理されているのに対して、侮辱事件は119件しか受理されていません。

今回の法改正案は、侮辱罪の成立範囲を拡大する

趣旨のものではありませんが、これまでは刑事事件化する可能性がほとんど認められなかった投稿に関しても、積極的に捜査が行われる可能性があります。特に、自身の意見を積極的に表明するような場合ではなく、他人の意見に便乗するような投稿であっても、侮辱罪が成立し得ることを理解しておくことが求められます。

SNSの利用に関しては、これまで以上にネットリテラシーをもって行うように御留意ください。

<執筆 弁護士岡本裕明>

【民事】 成年年齢改正法令の施行－民法等のルールが変わる

平成30年6月に民法等が改正され、成年年齢が引き下げられました。これらの改正法が令和4年4月1日より施行されます。

1 成年年齢が20歳から18歳へ

現行民法は、20歳をもって成年としています。これが18歳に引き下げられます（民法4条）。つまり、18歳になると未成年者に適用される法的保護が受けられなくなります。従前と異なり、18歳又は19歳の方は、親の同意なく契約等をすることができますが、その反面、法的保護も受けづらくなるため、契約等には慎重になる必要があります。

2 婚姻適齢が男女とも18歳に

現行民法は、男性が18歳以上、女性が16歳以上になると婚姻することができますが、これが男女とも18歳以上でなければ婚姻することができなくなります（民法731条）。また、成年年齢が引き下げられ、女性の婚姻適齢が18歳に引き上げられたことにより、法的には未成年者が婚姻することがなくなります。そのため、未成年者が婚姻するに

当たり、父母の同意を得なければならないとされる規定がなくなります。また、婚姻によって20歳未満の者を成年と取り扱う制度（成年擬制）もなくなります。

なお、令和4年4月1日時点で16歳以上の女性は、18歳未満でも引き続き婚姻することができます。

3 改正後も変わらないルール

改正法が施行されても、普通養子縁組をするに当たり、養親は20歳以上でなければなりません（民法792条）。また、飲酒、喫煙、馬券の購入等も20歳以上でなければすることができません。

法令によっては、「未成年者」と規定されていた法令が、「二十歳未満の者」に改正されていることがありますので、注意が必要です。

<執筆 弁護士益田 樹>